



中央西部第7負担区

下水道事業

受益者負担金のしおり



伊勢原市

目 次

1	受益者負担金とは	1
2	受益者負担金制度について	1
3	単位負担金額の算定	3
4	負担金の賦課対象区域とは	4
5	受益者の申告	4
6	負担金の計算及び納付方法	4
7	納期	5
8	一括納付報奨金	5
9	負担金の減免	6
10	受益者の変更	6
11	その他	7
12	公共下水道使用開始までの流れ	7
	皆さまへのお願い	8
	お問い合わせ先	8

1 受益者負担金とは

公共下水道の整備により、その区域の関係者は有形・無形の恩恵や利益を得ることができます。

【公共下水道の整備によるメリット】

- ①土地の利用価値の増大
- ②汚水の衛生的処理

公共下水道が利用できない地域に比べ、利便性や快適性が著しく向上し、また、公共用水域の水質保全にも寄与しています。

このようなことから、公共下水道施設（管渠）の建設にかかる費用を国の補助金のほか、市税だけで賄うことは、負担の公平という観点から考えても適切ではありません。

そこで、公共下水道整備区域内の受益者（土地の所有者や土地の権利者）の皆さまに対し、利益を受ける限度において建設費の一部を整備時期に1度だけ負担していただくものが「受益者負担金制度」です。

2 受益者負担金制度について

（1）受益者負担金制度の根拠

受益者負担金については、「都市計画法第75条」において、「都市計画事業※1によって著しく利益を受ける者に対し、利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を負担させることができる。」とされ、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、市の条例※2で定めることと規定されています。

※1 市街化区域における「都市計画施設（下水道等）」として実施する事業

※2 伊勢原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下、「負担金条例」という。）

(2) 受益者（負担金を納めていただく人）

受益者は「公共下水道が整備される区域内にある土地」の所有者または地上権等の権利を有する人です。



○地上権

建物を建てたり、木を植えたりする目的で他人の土地を使用する権利
(民法第265条)

○質権

担保として提供された土地を使用できる権利 (民法第342条)

○使用貸借

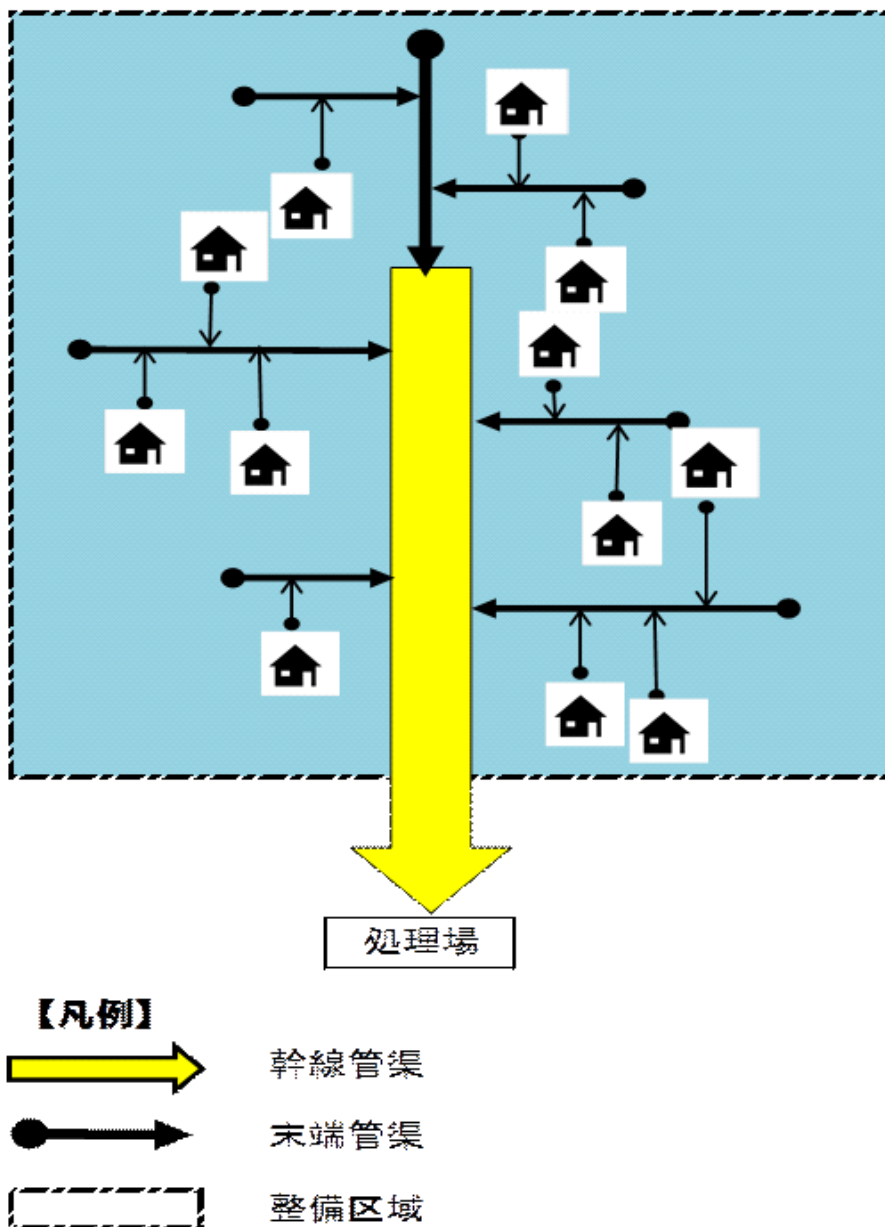
土地を無償で貸借すること (民法第593条)

○賃貸借

土地を有償で貸借すること (民法第601条)

3 単位負担金額の算定

「負担金条例」では、負担区を設定し、負担区の末端管渠事業費等を算定することで、単位負担金額を決定することと規定されています。



幹線管渠とは、下水を排除する面積が20ha以上である管渠をいい、末端管渠とは、幹線管渠以外の比較的小規模（宅地内公共ますまで）の管渠をいいます。

受益者負担金の算定方法については、公共下水道の整備による受益の程度が土地の面積に応じて評価でき、家屋と違い建替えによる面積の変動が無く不変のものであり、将来にわたり利益を受けられるとの観点から、土地の面積を基準としています。

【中央西部第7負担区の単位負担金額の算定】

負担金対象事業費
979,504,000円

 ×

負担率
$\frac{2}{9}$

 ÷

負担区的地籍
524,500 m ²

 ≒

単位負担金額
415円/m ²

4 負担金の賦課対象区域とは

その年度内に事業が予定されている区域をいい、これが決定されますと公告されます。この公告された区域内にあるすべての土地は、その所有者が個人、法人その他官公庁等の区別なく賦課されます。

5 受益者の申告

- (1) 申告は、受益者（負担金を納めていただく人）を決めていただくものです。
賦課対象区域内の土地所有者にはあらかじめ申告書を送付しますので、**記載事項を確認のうえ申告期限**までに市へ申告してください。
- (2) 所有地の全部又は一部を地上権、質権、使用貸借及び賃貸借している場合は、権利者と話し合いのうえ、**土地所有者以外の権利者欄**に明記してください。
- (3) 申告がない場合は、公簿等により市長が受益者となる者を認定することになります。

6 負担金の計算及び納付方法

(1) 負担金の計算

中央西部第7負担区の場合1 m²当りの負担金は415円です。

[例] あなたが、もし165.28 m²（50坪）の土地を所有しているとする

$$415円 \times 165.28 m^2 = 68,591円$$

（10円未満の端数は切捨て）

あなたの納めていただく負担金は68,590円です。

(2) 納付方法

負担金は、原則として3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分けて納めていただきます。したがって3年間で12回になります。

ただし、負担金の額が100,000円を超えるときは申請により5年（20回）とすることができます。

各年度の納付額の計算は

[例] あなたの納める負担金が68,590円としますと

$$68,590 \text{円} \div 3 \text{年} = 22,863 \text{円}$$

となりますが、この場合10円未満の端数は初年度に算入しますので

初年度 22,870円

2・3年度 22,860円

となり各期別にすると、次のようになります。

初年度	第1期	5,740円
	第2期	5,710円
	第3期	5,710円
	第4期	5,710円
翌年度・翌々年度	第1期	5,730円
	第2期	5,710円
	第3期	5,710円
	第4期	5,710円

7 納期

各年度の納期は、次のとおりです。

期別	納期
第1期	7月1日から7月31日まで
第2期	9月1日から9月30日まで
第3期	11月1日から11月30日まで
第4期	1月1日から1月31日まで

負担金は、納入通知書によって納めていただきます。

また、滞納の場合は、税の滞納処分と同じ取り扱いとなりますから必ず納期内に取扱金融機関へ納付されるようお願いいたします。

8 一括納付報奨金

負担金を最初の納期に1年分、2年分又は3年分をまとめて納付していただきますと、その前納額（当該年度の第1期分の額を除いた納付額）に次の表のとおり最高8パーセントの一括納付報奨金が交付されます。

ただし、前納額が1,000,000円を超えるときは、その超える部分の金額は対象となりません。

納期前納付年数	1年分一括	2年分一括	3年分一括
報奨金算出式	3期分の額 × $\frac{2}{100}$	7期分の額 × $\frac{5}{100}$	11期分の額 × $\frac{8}{100}$

[例] 受益者負担金額68,590円を3年分一括納付しますと

$$\begin{array}{rcl} \text{3年分の負担金} & & \text{第1期納付額} & & \text{前納額} \\ 68,590\text{円} & - & 5,740\text{円} & = & 62,850\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{前納額} & & \text{一括納付報奨金} \\ 62,850\text{円} & \times & \frac{8}{100} & \div & 5,020\text{円} \end{array}$$

(10円未満の端数は切捨て)

$$\begin{array}{rcl} \text{3年分の負担金} & & \text{一括納付報奨金} & & \text{納付額} \\ 68,590\text{円} & - & 5,020\text{円} & = & 63,570\text{円} \end{array}$$

注) 申告の際に、一括納付または分割納付の事前申告が必要です。

9 負担金の減免

負担金は、受益者に一律に賦課されますが、受益地の用途及び負担能力に応じて負担金の減免制度があります。この場合、**減免申請**の手続きが必要です。

減免の対象となるものは

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することが予定されている場合
- (2) 公の生活扶助を受けている人又はこれに準ずる人
- (3) 下水道事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供された場合
- (4) 土地の状況により、特に負担金を減免する必要があると認められる場合
- (5) その他市長が認めた場合

※減免の事項に該当する方は、受益者申告時に御相談ください。

10 受益者の変更

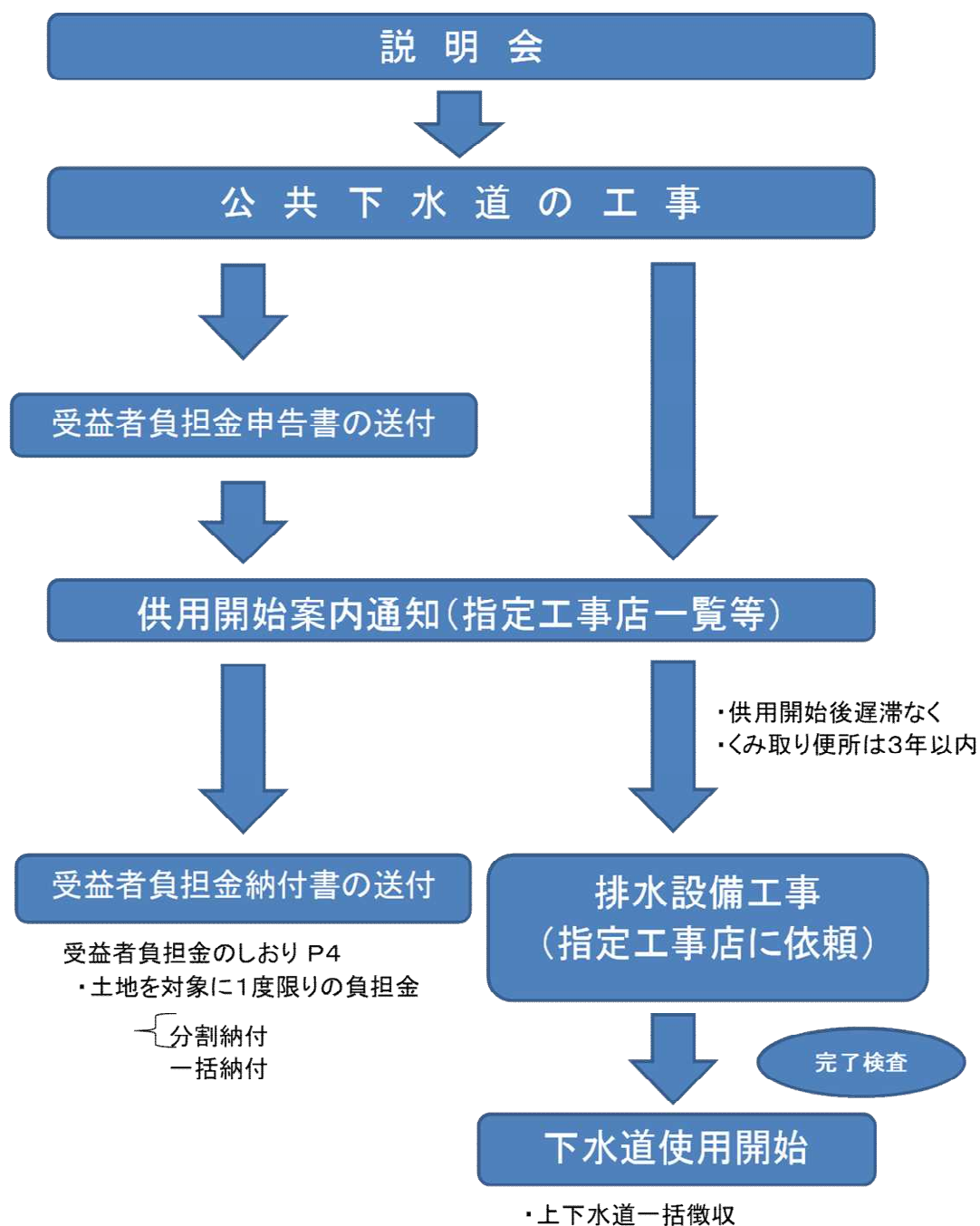
土地を売買したり、土地を貸したり借りたりした場合には、必ず**受益者変更届出書**を提出してください。

受益者変更届出書を受付けた日以後の納期に係る負担金は、新しい受益者が負担することになります。

1 1 その他

今回、対象となる地域内に田、畑等お持ちの方は、公共汚水ます設置の有無について下水道整備課へ御相談ください。

1 2 公共下水道使用開始までの流れ



※工事の進捗により、日程に変更が生じることもあります。

皆さまへのお願い

下水道は、生活の中で汚れた水を浄化し、きれいな水にするなど生活環境を向上させ、川や海の水質を保全する役割があります。

工事中は、地域の皆さまや通行車両に御不便をおかけしますが、皆さまの一層の御理解と御協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

●受益者負担金、下水道使用料について

下水道経営課 電話 0463-92-3031

●宅内排水設備について

下水道経営課 電話 0463-92-3341

●本管工事、公共汚水ますの設置工事について

下水道整備課 電話 0463-91-3428